

## アルミニウムペーストの品名分類

### 【照会】

アルミニウムペースト（アルミニウム粉とミネラルスピリットとの混合物）は、第何類の危険物に該当するのか。

### 【回答】

1 液体（第三石油類又は第四石油類にあつては、1気圧、20℃において液状であるもの）の場合

設問の物品が、規則第1条の3第5項及び第6項に定める塗料類その他の物品でなく、かつ、第4類の引火点を測定する試験において引火性を示すものである場合には、第4類の危険物に該当する。

2 固体の場合

設問の物品が、次の(1)又は(2)に該当する場合には、第2類の危険物に該当する。

(1) 小ガス炎着火試験において10秒以内に着火し、かつ、燃焼を継続するもの

(2) セタ密閉式引火点測定器により引火点を測定する試験において測定された引火点が40℃未満の温度であるもの

（平成元年7月4日 消防危第64号 各都道府県消防主管部長あて 危険物規制課長通知）